

令和7年度 第1回総合教育会議

日時:令和7年7月22日(火)

15時～16時30分

会場:消防防災庁舎3階研修室

－ 次 第 －

1 開会

2 議事

議第1号 教職員の働き方改革について (学校教育課)

資料 1-1

資料 1-2

議第2号 校内教育支援センター (ほっとルーム) の現状と課題

について (学校教育課)

資料 2

3 閉会

教職員の働き方改革について

富士市教育委員会学校教育課

1 取組の現状について

国・県の動きや本市の状況を踏まえ、令和2年2月に、教育の質の向上と教職員の心身の健康の保持増進を目指した「富士市小中学校における業務改革プラン」を策定し、「人的資源の配置・活用」「校務の分類・整理と見直し」「教職員の働き方の見直し」「効率的・効果的な部活動の実現」「地域・家庭・関係機関との連携・協働」「教育委員会から学校へ依頼する業務の見直し」という6項目を取組の柱として、以下のような対策を講じてきた。

(◎…学校の取組 ◆…教育委員会の取組 ☆…両方の取組)

【人的資源の配置・活用】

- ◎CSD（コミュニティ・スクール・ディレクター）、地域・保護者等（ふれあい協力員）の連携による外部人材の活用
- ◎SSS（スクール・サポート・スタッフ）の活用
- ◎SC（スクール・カウンセラー）、SSW（スクール・ソーシャル・ワーカー）、巡回相談員、外部機関との連携
- ☆共同学校事務室による教員支援体制の充実
- ◆各種サポート員等、専門スタッフの増員
- ◆苦情等についての総務課法務監からの助言
- ◆県の人材登録システム「人材バンク」の活用

【教職員の働き方の見直し】

- ◎ICT 機器の活用
- ◎退勤予定時間の視覚化、定時退勤推奨日の設定
- ☆勤怠管理システムの導入と客観的な管理
- ◆新しい教員パソコンと新しい校務支援システムの導入
- ◆ストレスチェックの実施
- ◆夏季閉庁日の設定
- ◆留守番電話の設置
- ◆全小中学校での自動採点支援システムの導入

【地域・家庭、関係機関との連携・協働】

- ◎PTA との連携・協力体制の整備
- ◎地域、保護者等の連携による外部人材の確保
- ◎コミュニティ・スクールの積極的な推進
- ☆SC、SSW、巡回相談員等の有効活用
- ◆全小中学校に学校運営協議会を設置し、全小中学校をコミュニティ・スクールに指定
- ◆CSD の研修会の実施

【校務の分類・整理と見直し】

- ◎学校行事や会議、研修等の精選・見直し、日課の変更による登下校時間の見直しなどの教育課程の工夫
- ◎ICT 環境による校務の効率化
 - ・会議のペーパーレス化
 - ・アンケートのデジタル化
 - ・文書やワークシートの共有化
 - ・アプリによる欠席連絡・お便り配付
 - ・生成 AI の活用 等
- ◎小学校における一部教科担任制の拡大
- ☆学校事務再編
- ◆給食費の公会計化と学校徴収金の一括徴収制度の導入
- ◆ネットバンキングの月額負担料の公費負担

【効率的・効果的な部活動の実現】

- ◎「富士市中学校部活動ガイドライン」に基づく効率的・効果的な部活動の推進
- ◎部活動の活動日や活動時間の見直し
- ◎顧問2人体制を維持できるように部活数の削減
- ◆部活動指導員や外部指導者の派遣
- ◆部活動の地域連携・地域移行の推進

【学校へ依頼する業務の見直し】

- ◆学校への調査依頼や文書の見直し
- ◆各種様式を見直し、文書への押印廃止を推進
- ◆提出方法を紙媒体から電子媒体に変更
- ◆外部団体からのチラシ配布依頼の精選

2 取組の成果について

令和元年度と令和6年度の県費負担教職員の時間外勤務時間

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年合計	月平均
R1	65	58	61	50	16	54	55	52	42	45	46	20	564	47
R6	48	42	39	29	9	34	39	33	25	30	30	26	384	32

※R1の3月は新型コロナウイルスによる臨時休業

- ・昨年度と「富士市小中学校における業務改革プラン」策定前の令和元年度とを比較すると、時間外勤務時間が、32%減（年合計180時間減、月平均15時間減）と大きく減少している。
- ・学校評価において、「業務改善が進められているか」に「よくあてはまる」「ややあてはまる」と回答した教職員の割合が高い。 R4：75%、R5：72%、R6：76.7%

3 課題について

令和6年度 役職ごとの時間外勤務時間

役職	小学校					中学校				
	校長	教頭	主幹教諭	教務主任	教諭	校長	教頭	主幹教諭	教務主任	教諭
平均	35	58	54	42	28	29	54	62	39	37

- ・役職ごとの時間外勤務時間を見ると、教頭、主幹教諭の時間数が依然として多い。
- ・月45時間以内、年360時間以内という勤務時間の上限の目安時間を超えて勤務した教職員が3割程度おり、業務の平準化が十分ではない。
- ・産育休や病気などで特別休暇に入った教諭の代替者（臨時的任用職員）が不足している。
- ・業務の中で、保護者対応の負担が大きいという声が多い。（不当な要求、夜遅くの対応等）

4 今後の業務改革について

- ・令和8年4月1日から施行される「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」において、教育委員会における実施の確保のための措置として、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表、計画の実施状況の公表が義務付けられた。併せて、総合教育会議への報告も義務付けられた。
- ・政府は、令和11年度までに、教育職員の時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標とした。

時間外勤務時間を平均30時間程度に削減していくために、

- ①管理職の強いリーダーシップのもと、「学校経営における職と職務を超えた再編（学校事務再編）」を進め、スリム化・スクラップ可能な業務、移管できる業務等を分類し、職や職務を超えた校務分掌の見直しを図っていく。
 - ・「学校・教師が担う業務に係る3分類」についても対応策を検討していく。各校の学校運営協議会で積極的に議題に挙げ、地域の力を借りながら業務の役割分担や適正化を図っていく。
 - ・教育委員会は校長会や教頭会、共同学校事務室と連携し、学校事務再編をサポートしていく。
- ②市の公式LINEアカウントで臨時的任用職員の登録を呼び掛けるなど、人材確保を進めていく。
- ③不当な要求をする保護者への対応策について検討していく。録音機能付き電話機の導入検討、苦情等についての総務課法務監との連携強化等。

富士市任用のサポート員種別毎の人数

任用種別	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
特別支援教育サポート員	45	45	45	45	45	53	53
特別支援学級サポート員	33	38	41	41	41	43	43
生徒指導サポート員	12	12	12	12	12	12	13
生徒指導支援員・アドバイザー	3	3	1	1	1	1	1
保健室サポート員	1	1	1	1	1	1	1
肢体サポート員	4	4	4	5	6	6	9
合 計	98	103	104	105	106	116	120

県費負担教職員の時間外勤務時間

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年合計	月平均
R1	65	58	61	50	16	54	55	52	42	45	46	20	564	47
R2	25	18	50	47	24	46	49	44	39	39	40	37	458	38
R3	50	41	47	33	5	34	41	39	33	31	31	30	415	34
R4	48	42	46	32	10	41	39	37	30	31	34	38	428	36
R5	48	43	43	30	11	39	39	36	26	30	33	28	406	34
R6	48	42	39	29	9	34	39	33	25	30	30	26	384	32

※県費負担教職員：校長、教頭、主幹教諭、教務主任、教諭、養護教諭、栄養教諭(栄養士)、事務職員

※R1の3月、R2の4月と5月はコロナ禍による臨時休業、R3の8月は夏休み延長、9月は途中まで分散登校

令和6年度 役職ごとの時間外勤務時間

<小学校>

役職	校長	教頭	主幹教諭	教務主任	教諭	養護教諭	栄養	事務	小 全体
平均	35	58	54	42	28	25	15	21	29

<中学校>

役職	校長	教頭	主幹教諭	教務主任	教諭	養護教諭	栄養	事務	中 全体
平均	29	54	62	39	37	24	20	23	37

「学校・教師が担う業務に係る3分類」

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理(補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

※新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)(第213号)(平成31年1月25日)

校内教育支援センター（ほっとルーム）の現状と課題

富士市教育委員会学校教育課

1 不登校対策の視点

(1) 不登校児童生徒への支援のあり方（令和元年10月25日付け文部科学省通知）

- ・「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではない。
- ・児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、学校復帰のみを目的とせず、社会的に自立できるよう支援する（※）。
- ・不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つ。
- ・学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意。

※社会的自立とは…適切に他者に依存したり、自らが必要な支援を求めたりしながら、社会の中で自己実現していくということ。（生徒指導提要 令和4年12月）

(2) 多様な学びの機会の保障と校内における居場所の整備

不登校の児童生徒の多くは、自己肯定感が下がり、自己否定をしてしまう。学校には、このような子どもが「ありのままの自分」を肯定的に受け止めてくれる環境が必要である。「自分がいても大丈夫」「自分らしくいられる」環境により、自己肯定感を保ち、心の回復や向上を図ることができる。

- ・学校教育の意義や役割は大きく、学校教育の一層の充実。
- ・学校教育になじめない児童生徒には、どのように受け入れていくか検討。

2 「校内教育支援センター（ほっとルーム）」の設置の推進と機能の強化

(1) 目的

不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や、不登校の兆候が見られる児童生徒の自己肯定感を高めるとともに、自分にあったペースで生活（学習を含む）できる居場所を確保し、社会的自立を目指す。

- ・不登校の児童生徒が「登校したい」と思ったとき、受け入れられる学校体制
- ・学校生活で辛いと感じる要因の低減及び解消
- ・全ての不登校児童生徒の居場所を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境の整備

(2) 本市の別室登校による支援の現状

- ・不登校及び不登校傾向のある児童生徒における別室登校者数（令和6年度）
＜小学校 49人 中学校 151人＞
- ・市内公立小中学校のうち、半数近くの学校が不登校や教室に入れられない児童生徒のための部屋を用意している。
＜小学校 8校（30%） 中学校 11校（73%）＞
- ・用意している部屋は、相談室、会議室、空き教室等である。
（きらきらルーム、おひさまルームなどと名付けている小学校もある。）

資料2

3 ほっとルームモデル校の設置

富士第二小学校に、ほっとルームを設置（資料1）するとともに、支援員を専任配置

(1) 校内教育支援センター支援員配置事業費補助金を申請 不登校傾向のある児童生徒及び不登校から登校復帰する段階にある児童生徒に対し、学習支援や相談支援をするための支援員を配置（国1/3 県1/3 市1/3）

- ・支援員
- ・富士第二小学校のほっとルームの設置（備品購入費用）

(2) 富士第二小学校ほっとルームの状況

- ・5月連休明けから利用開始。
- ・複数名利用している。

(3) 担当支援員の取組状況

- ・利用している児童の悩みや気持ちを、時間をかけて聞き取る。
- ・利用している児童の様子や気になる児童等への対応を記録し、管理職等と情報共有する。
- ・ただのサポート員の先生ではなく、ほっとルームの先生というラベリングがよい。

(4) 教職員の所感

- ・子どもの話をじっくりと聞いてくれる人がいる。
→問題行動、不登校の未然防止につながっている。
- ・学校の先生ではない大人が自分の話を聞いてくれる。
→不登校になってしまう子ども、困りごとを抱えている子どもの隠れていた気持ちに気付ける。
- ・ほっとルームの温かい雰囲気により、児童だけでなく保護者が安心して話ができる場として、有効活用できている。
- ・教室に入れない子やそのような子を持つ保護者の相談にのること。
- ・居心地のよい部屋を、利用している子どもとともに作っていく。

(5) 本市の校内教育支援センター（ほっとルーム）による支援の課題

- ・別室の教室を用意できていない学校において、不登校や教室に入れられない児童生徒が登校した場合は、主に保健室で対応している。
- ・教室以外の部屋を利用している児童生徒の対応は、学級担任、教頭、級外が担っていることが多く、校長や養護教諭などが対応することもある。
- ・教室に入れられない児童生徒のための部屋を用意していない学校は、その理由として、「適切な部屋がない」「対応する人がいない」等と回答しており、物的及び人的整備が必要。
- ・小学生の対応は、発達段階上、常時教員や支援員等、大人が関わりながら一緒に学習や作業に取り組む必要性がある。（特に低学年）

（資料1）富士第二小学校ほっとルームの様子

